

お客さま 各位

佐野信用金庫

「未利用口座管理手数料」の適用範囲拡大について

日頃より、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2020年4月以降に開設いただきました普通預金口座（貯蓄預金、定期性総合口座含む）を対象に、長期間ご利用されていない普通預金口座について、不正利用防止を主な目的とする未利用口座管理手数料を適用しております。

今般、当該手数料について、下記の通り2020年3月以前に開設いただいた普通預金口座に対し適用範囲を拡大させていただきますので、通知いたします。

未利用口座管理手数料は、長期間未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、日常的に入出金等でご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

当金庫では、未利用口座の適切な管理を通して、今後一層のサービス向上や金融犯罪への防犯対策を高めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料適用範囲拡大の変更内容

	拡大後の適用条件	拡大前の適用条件
対象預金口座科目	①普通預金口座（ 決済用（無利息型） 、総合口座含む） ②貯蓄預金口座	①普通預金口座（総合口座含む） ②貯蓄預金口座
未利用期間の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月1日以降に開設された預金口座 ⇒2年経過により2022年4月以降徴収開始 ・2020年3月31日以前に開設された預金口座 ⇒2年超不稼働口座より適用対象 	2020年4月1日以降に開設された預金口座 ⇒2年経過により2022年4月以降徴収開始

2. 適用範囲拡大後の初回手数料引落し予定日

2026年4月15日

3. その他の未利用口座管理手数料適用条件

上記1の適用条件と併せて、次の全ての条件に該当する口座が対象となります。

- ・最後のお取引（預入・払戻）※から2年以上1度も預入・払戻が無いこと。
※当該口座への利息入金、未利用口座管理手数料の引落しはお取引の対象外です。
- ・該当の預金口座の残高が1万円未満であること。
- ・当金庫と定期性預金、預り資産（国債・投資信託・保険等）の取引が無いこと。
- ・当金庫の出資会員で無いこと
- ・当金庫でお借入れが無いこと。

4. 未利用口座管理手数料引落し内容

手数料額：年間1,320円（消費税込み）

- 初回引落し後も未利用であった口座は、次年度の同日に2回目の手数料が引き落とされます。
- 対象となった口座は、引落し3カ月前にお届けの住所にご案内をさせていただきます。なお、住所変更をお届けいただいていない場合や、郵便受取を拒否されていることで「ご案内」が延着又は到着しなかった場合も、通常到達すべき時に到着したものとみなし、預金規定（2026年1月改定、HPに最新版掲示）に基づき手数料引落しの対象となります。
- ご案内から一定期間（約3カ月）経過後もお取引が無い場合に、対象口座より手数料が引落しとなります。また、口座残高が年間手数料額（上述）に満たない場合は、同口座は自動解約となり、以降お手元の通帳・キャッシュカードは使用できなくなり再開もできません。

※未利用口座管理手数料についてご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。
 ※お客さまご自身がお持ちの普通預金口座の利用状況をご確認ください。 以上